

日連 24 第 213 号
(業 1 第 29 号)
平成 24 年 5 月 24 日

税制審議会
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、法人税における課税ベースのあり方について

(諮問の趣旨)

近年におけるわが国の法人税制は、税率の引下げが行われる一方で、課税ベースが拡大されてきました。この傾向が顕著になったのは、平成 10 年度の税制改正時であり、減価償却制度の見直し、賞与引当金や退職給与引当金の廃止など、大幅な改正が行われました。また、平成 23 年度の税制改正においても、貸倒引当金の廃止や減価償却制度における定率法の償却率の変更などが行われたところであり、今後こうした方向が採られるものと予測されます。

今日の企業活動や経済取引の実態からみると、法人税制は、企業の国際的な競争力を維持するとともに、国内における雇用の促進や国外からの投資の拡大など、産業の空洞化を防止するという観点が重要であると考えられます。また、雇用の大半を担っている中小企業の発展に資する法人税制でなければなりません。

こうした税制を構築するためには、法人税率の水準は重要な問題ですが、それにも増して課税ベースのあり方が重要であり、財源の確保のみを目的としたものでは企業活動に資する税制にはならないと考えられます。

これを踏まえると、現行の法人税制において、課税ベースが不必要に拡大されているものはないか、逆に本来課税ベースに取り込むべきものが不当に侵食されているものはないか、といった視点から、きめ細かく検証する必要があると考えられます。

そこで、法人税の課税ベースはどうあるべきか、今後どのような方向で税制を構築すべきかについて、現行の個別事項の問題点を含めて検討していただきたく、貴審議会に諮問します。